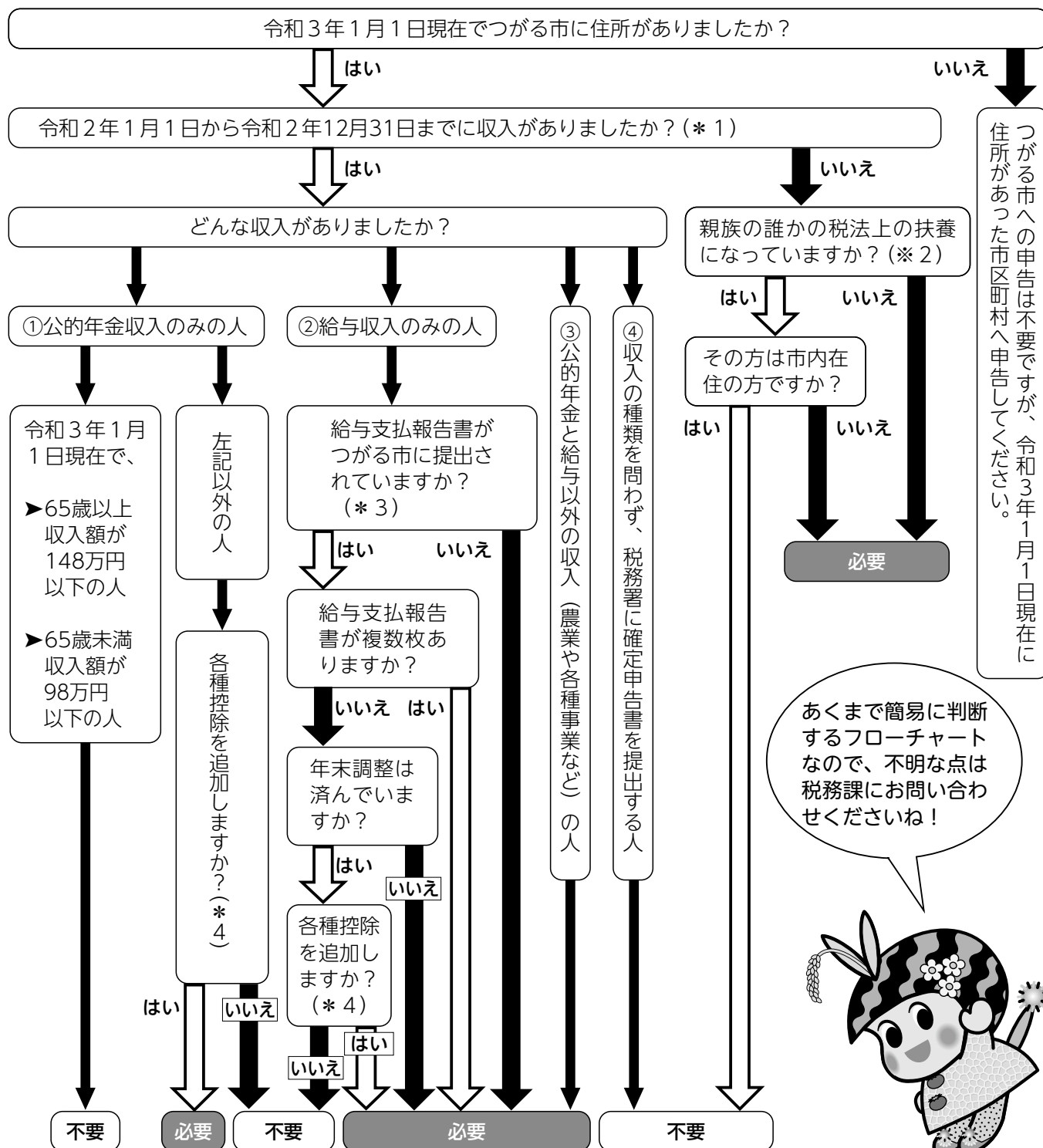


# 令和3年度市・県民税申告相談のお知らせ

【受付期間 2月5日（金）～3月15日（月）】

市・県民税の申告時期が近づいてきました。申告がスムーズに行えるよう関係書類をそろえて今から準備をお願いします。まずは市・県民税の申告が必要かどうか、以下のフローチャートでチェックしてみましょう。

## 1 申告が必要かどうか確認しましょう



- ※1 遺族年金、障害年金、雇用保険のみを受給していた人は、収入がなかった人に含まれます。
- ※2 保険証の扶養とは異なります。
- ※3 あなたの給与支払報告書がつがる市に提出されているかどうかは、給与支払者へご確認ください。
- ※4 各種控除とは、扶養控除、配偶者控除、医療費控除、社会保険料控除、生命保険料控除、地震保険料控除、ひとり親（寡婦）控除、寄附金控除、障害者控除、住宅借入金等特別控除などがあります。

## 2 申告会場に行かなくても申告できます！

申告会場に来場しなくてもスマートフォンやインターネット、郵便を利用して確定申告ができます。

①**住民税申告の郵送での申告**も受け付けております。以下の書類を市役所税務課まで郵送してください。

記入・押印した申告書（市役所、各出張所に用紙を備え付けてあります）  
 本人確認書類の写し  
 添付資料（収支内訳書、医療費通知書、保険料控除など申告したいことの確認資料）

なお、**郵送された書類は返却しません**ので、申告書の控えが欲しい方は切手を貼った返信用封筒も同封してください。**必ず連絡先を記入して下さるようお願いいたします。**

☒郵送の送付先：〒038-3192 つがる市木造若緑61-1 つがる市役所税務課

②国税庁ホームページの確定申告書作成コーナーでは、画面の案内に従って金額などを入力するだけで簡単に申告書を作成することができます。プリントアウトした申告書と添付資料と一緒に税務署へ郵送または持参します。

③e-Tax送信なら源泉徴収票の添付が不要、所得税の還付処理が早い（3週間程度）などのメリットがあります。対応しているスマートフォンの機種や申告方法など、詳細は国税庁ホームページでご確認ください。

■国税庁ホームページ「国税庁確定申告書作成コーナー」

<https://www.keisan.nta.go.jp/kyoutu/ky/sm/top#bsctrl>

## 3 コロナ対策について

新型コロナウイルスの感染防止対策として、職員のマスク着用、入り口にタブレット型検温器の設置、相談席での仕切り設置、定期的な換気などを行う予定ですのであらかじめご了承ください。

会場での密集・密接状態を避けるため、松の館会場では待合室を設けることとしました。会場に着いたら番号札をお持ちになり、自分の番号が呼ばれるまで待合室（会場向かいの和室）にてお待ちください。

## 4 申告相談の際に持参するもの

はんこ	認め印で結構です
マイナンバーカード	本人確認用。お持ちでない方は通知カードと運転免許証等
通帳	申告者本人名義のもの
障害者手帳	お持ちの方
利用者識別番号の用紙	以前に利用者識別番号の用紙を受け取ったことがある方

### 各種所得ごとに持参するもの

給与所得者の方	給与の源泉徴収票
公的年金所得の方	公的年金等の源泉徴収票
農業、営業、不動産などの事業所得の方	収入・経費を記載した収支内訳書 記載した内容の根拠資料（領収書など）もご持参ください
一時所得の方	保険の一時金や満期返戻金の受取通知書
譲渡所得の方	売買契約書、譲渡費・取得費がわかるもの (収用・あっせんの場合は) 特別控除証明書
雑所得の方	個人年金保険を年金形式で受け取った場合の支払証明書 シルバー人材センターの配分金支払証明書

### 各種控除を受けたい方が持参するもの

医療費控除	「医療費控除の明細書」または「医療費支払通知書」 ※医療費の領収書ではなく、「明細書」か「通知書」の添付が必要です。
社会保険料控除	国民年金保険料等の領収書
生命保険料・地震保険料控除	保険会社が発行する保険料控除証明書
寄附金控除	寄附金受領証明書
住宅借入金等特別控除	契約書、登記事項証明書、借入金年末残高証明書、各種補助金の証書等

## 5 申告相談にあたっての注意点

- 申告をしなければならぬ方が申告をしないと、国民健康保険税の軽減措置が適用されない、所得証明書などの各種証明書が発行されないなどの不利益が生じます。
- 車力会場は今年から北消防署（フラット向かい）の2階に変更となりましたのでご注意ください。
- 待ち時間短縮のため、収支内訳書の作成がお済みでない場合は申告相談前に作成していただきます。

## 6 昨年度からの主な変更点

### ①基礎控除額が変わりました

すべての納税者が控除される基礎控除額について、控除額を一律10万円引き上げ、合計所得に応じて控除額が変わりました。

改正前 (単位：円)			改正後 (単位：円)		
合計所得金額	基礎控除額		合計所得金額	基礎控除額	
	所得税	住民税		所得税	住民税
制限なし	380,000	330,000	2,400万円以下	480,000	430,000
			2,400万円超2,450万円以下	320,000	290,000
			2,450万円超2,500万円以下	160,000	150,000
			2,500万円超	適用なし	適用なし

- これに伴い扶養親族の所得判定も10万円引き上げとなっています。
- また、給与所得控除及び公的年金等控除については10万円引き下げとなりました。
- 公的年金等控除については、これまで公的年金等の収入金額に応じた控除額となっていたが、公的年金等以外の所得金額が1,000万円以上の方は、その所得金額も要件に加えられました。

### ②ひとり親控除が創設されました

寡婦・寡夫控除が見直され、ひとり親控除が新設されました。

<改正前>	所得税上の控除額	<改正後>	所得税上の控除額
未婚のひとり親	0円	同一生計の子有かつ所得500万円以下かつ事実婚無し	ひとり親 35万円
寡婦 (特別の寡婦を除く)	27万円	所得500万円以下かつ事実婚無し	寡婦 27万円
寡夫	27万円	事実婚無し	ひとり親 35万円
特別の寡婦	35万円	事実婚無し	ひとり親 35万円

※住民税上の控除額は、35万円とあるのが30万円、27万円とあるのが26万円になります。

## 7 よくある質問

Q1 収入がないのに申告しないといけないの？

A1 収入がなくても以下に該当する方は市・県民税申告をする必要があります。

- 国民健康保険に加入している方
- 誰の扶養親族にもなっていない方
- 市外の方の扶養親族になっている方

Q2 医療費は10万円超えないと控除されないの？

A2 医療費控除は控除する方の合計所得の5%か10万円のどちらか低い方の金額を超えた分が所得から控除される制度ですので、必ずしも10万円超えないと控除されない、というわけではありません。

例) 総所得金額が150万円の人で、1年間に支払った医療費の総額が8万円だった

→総所得金額の5%は75,000円<10万円 なので、8万円-75,000円=5,000円が所得から控除されます

Q3 申告を済ませた後に医療費通知書が届いたがどうすればいい？

A3 申告相談受け付け期間内であれば訂正することができます。ただし、医療費控除は所得から控除されるものなので、控除する所得がない方については訂正しても税額に変更がない場合があります。

所得税・贈与税の申告と納税は	3月15日(月)まで
消費税・地方消費税の申告と納付は	3月31日(水)まで
国民健康保険税の申告は	4月15日(木)まで



8 市・県民税申告相談日程表

受付時間：8時45分～16時30分（正午から13時までを除きます）

木造・柏・森田地区 [会場：松の館2階 視聴覚室]				
月	火	水	木	金
平日の相談が困難な方へ 2月21日（日）、3月7日（日） 9時～16時30分まで 松の館2階 視聴覚室で受け付けしております				2/5 【柏地区】 下町・鶴野・かしわ団地 かしわニュータウン 岩木団地・第2岩木団地
2/8	2/9	2/10	2/11	2/12
【柏地区】 沖蒔・末吉・藤岡 広須・姥島	【柏地区】 上古川・鷲坂・玉水	【柏地区】 下古川・八重崎 稲盛・小和巻	祝日	【柏・森田地区】 上派立・小中野 相野
2/15	2/16	2/17	2/18	2/19
【森田地区】 山田・つきみの団地 月見野丘団地 第二月見野丘団地	【森田地区】 森田・床舞	【森田地区】 大館・勝山	【森田地区】 猫淵・中田 漆館・吉野	【川除地区】 芦屋・川除・豊田 今市・芦沼・秋桜団地
2/22	2/23	2/24	2/25	2/26
【川除・出精地区】 蓮川・立花 出野里・芦部岡	祝日	【出精地区】 大畑・東林・西林	【出精地区】 生田・兼館・石館 善積・堅固	【出精地区】 夕日岡・出崎・蓮花田 永田・土滝・加納・小田原
3/1	3/2	3/3	3/4	3/5
【柴田地区】 濁川・中の林 中館・細川・町居田 桜井・里見・柴田 近野・十文字・平野	【柴田・越水地区】 菊川・福原・千代田 遠山・三ツ館・下福原	【越水地区】 広岡・あざみ岡・越水 駒田・吉見・吹原 南広森・丸山	【館岡地区】 館岡・亀ヶ岡 筒木坂・平滝	【館岡・出来島地区】 菰槌・大湯町・出来島
3/8	3/9	3/10	3/11	3/12
【旧 町】 有楽町・菟中・浮巢	【旧 町】 上町・松原	【旧 町】 蓮沼・赤根 浦船団地	【旧 町】 田町・桜木団地 若緑団地	【旧 町】 横町・清水町 成田団地
3/15 【旧 町】 千代町・吉岡下木造	3月16日（火）以降の所得税確定申告は市役所で受け付け出来ません。 五所川原税務署へ直接ご相談下さい。(34-3136) ※事前の電話予約が必要となります。			

車力地区 [会場：北消防署2階]				
月	火	水	木	金
2/1	2/2	2/3	2/4	2/5
建物西側に駐車スペースがありますので、そちらをご利用ください。				車力
2/8	2/9	2/10	2/11	2/12
下車力	牛瀧・下牛瀧	祝日	富瀧	
2/15	※昨年と会場が変わりましたので ご注意ください			
豊富				

稲垣地区 [会場：稲垣ふれあいセンター]				
月	火	水	木	金
2/15	2/16	2/17	2/18	2/19
		千年・再賀 沖善津	吉出・語利 沼館・野末	繁瀧・繁田 船越・下繁田
2/22	2/23	2/24	2/25	
元増・福富 中派立・前村 下派立	祝日	野田・楽田 細沼・鶴見里	沼崎・穂積 家調	

※午前中と月曜日は混雑が予想されますので、時間に余裕をもってお越しください。

※申告がスムーズに行えるよう地区毎に日程を定めています。なるべく割り当てられた期日にお越しください。

【申告期間前の問い合わせ先】 税務課 電話42-2111（内線216）

【申告期間中の問い合わせ先】 ※土日祝日は除く

- ・松の館（申告相談専用）電話 49-2588（2月5日～3月15日）
- ・車力地区会場 電話56-2111（2月5日～2月15日）
- ・稲垣地区会場 電話46-2111（2月17日～2月25日）